

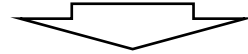
クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書 概要(案)

研修等の 現状

- 制度の目的
- ・事故防止
 - ・消費者(利用者)利益の保護
 - ・経営の健全化
- 制度の仕組み
- ・クリーニング師(都道府県知事免許)が3年に一度受講(4時間)
 - ・受講率が67%(平成4～6年度)から32%(平成19～21年度)に低下

事業仕分け (平成22年5月)

- 廃止(国による研修義務付けの見直し)
- 制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、品質向上は業界内で行えばよい
 - 国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する



- 毎年のように発生する衛生、環境、技術、法令等の環境変化や消費者のサービスへの期待に適切に対応すべき
- 研修義務づけの前提として以下の改革を行う

	現行	改革案
資格の性格	衛生関係及び洗濯物の処理	同左。顧客の苦情への適切な対応や経済・環境面の課題への適応が必要
配置基準	各クリーニング所にクリーニング師配置。業務従事者講習は5名につき1名以上受講	同左。取次所等にもクリーニング師又は業務従事者講習受講者を配置する現行の取扱いを厳格に確認
資格者氏名の明示	なし	明示。顧客や保健所の問い合わせに対応
定期的な受講	クリーニング師全員の研修受講義務。実態は、受講率32%と低迷	各クリーニング所クリーニング師1名の受講確認を徹底。今後2年間で受講率大幅向上を図る